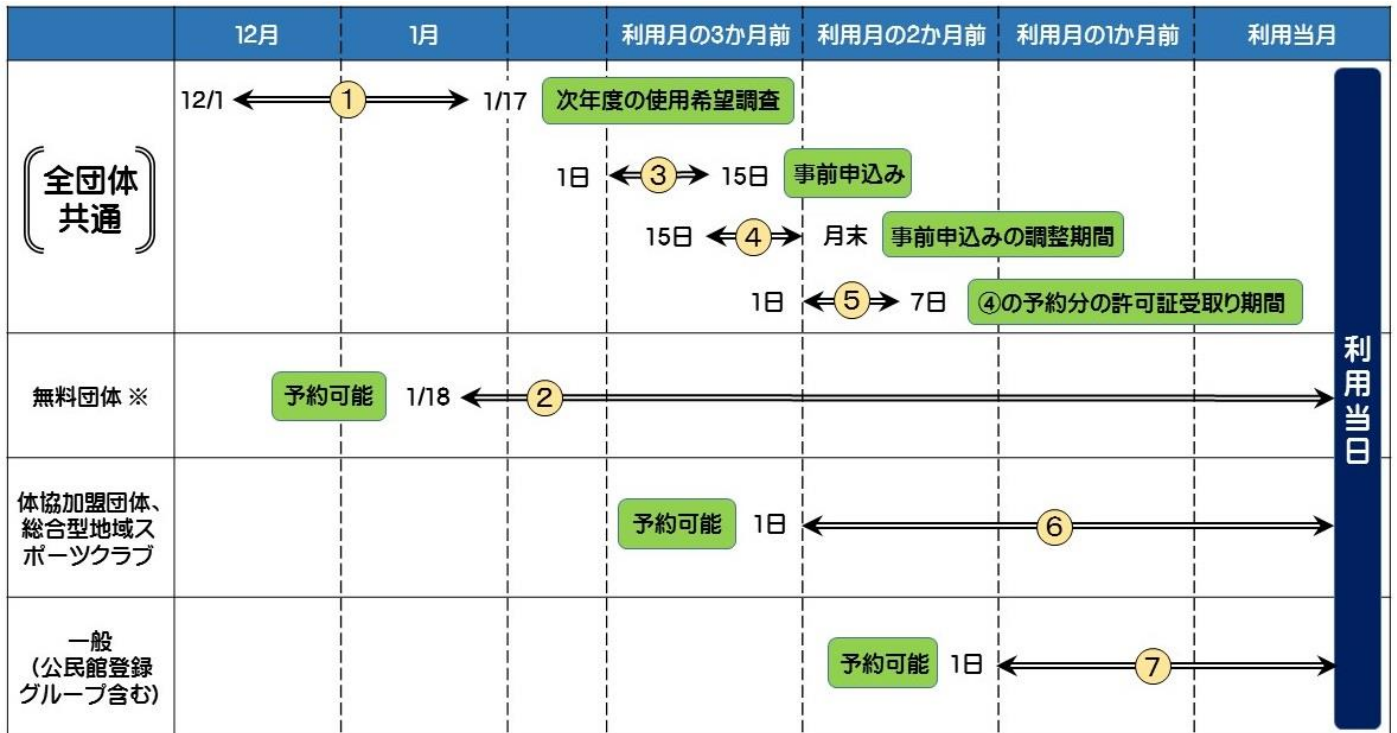


新年度分(令和2年4月分)から社会体育施設の予約方法が変わります！

～村民体育館、村民運動広場(グラウンド)、屋内ゲートボール場(スポーツ館)、林原多目的広場(テニスコート)～



①12月上旬～1月中旬に翌年度の予約申し込み（中体連のような大規模な大会、年間計画であらかじめ決まっている行事等）を受け付け、後日調整します。

（対象者）団体（個人予約は不可）

（予約内容）中体連のような大規模な大会、年間計画であらかじめ決まっている行事、県大会、郡大会など

（手続き）12月上旬～1月中旬（今年は12月2日～1月17日）に「利用希望調査票」を教育委員会窓口へ提出してください。

→【予約が他団体と重複している場合】

1月末に開催予定の大会調整会議にて話し合いで決める。

→【予約が重複していない場合】

予約完了。

⇒予約が完了した団体へ、予約完了通知をお送りします。

②無料団体については、①の受付以降、いつでも予約申し込みを受け付けます。

（対象者）村、消防（分団）、豊丘村赤十字奉仕団、区、自治会、公民館（本館・分館）、村内小中学校（クラス、保護者会、PTA、部活動）、村内保育園

（予約内容）各団体の活動

（手続き）①の受付以降（今年は1月18日～）に、教育委員会窓口で「使用申込書」と「使用簿」をご記入の上、お申し込みください。

→「使用申込書」の控えをお渡しして予約完了。

※無料団体とは、社会体育施設を無料で優先的に使用できる団体を指します。

「豊丘村体育施設使用料の減免基準」参照。

③「使用希望月の3か月前の1日～15日」に、「大会、合宿、あらかじめ決まっている練習等」について、予約申し込みを受け付けます。

(対象者) 団体(個人予約は不可)

(予約内容) 大会、合宿、あらかじめ決まっている練習など

(手続き) 「使用希望月の3か月前の1日～15日」に、「使用申込書」を記載の上、教育委員会窓口へ提出してください。ただし申し込み可能な枠数は以下のとおりです。

体協加盟団体、総合型地域スポーツクラブ・・・1施設 10枠/月
上記以外の団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・1施設 3枠/月

※枠＝連続した1つの貸し出し時間帯をさします。

→【予約が他団体と重複している場合】④の間(おおむね20日頃)に調整会議を設け、互いに話し合いで決めていただきます。

→【予約が重複していない場合や話し合いが完了した場合】

使用月の2か月前の1日時点で仮予約完了したものとみなします。

⇒仮予約が完了した団体は、⑤の仮予約完了日(使用月の2か月前の1日)から7日以内に教育委員会窓口へ許可証を受け取りに来てください。

《受け取りに来ない場合、自動キャンセルとなります》

⑥体協加盟団体と総合型地域スポーツクラブは、「使用希望月の2か月前の1日」から先着順で予約申し込みを受け付けます。

(対象者) 体協加盟団体と総合型地域スポーツクラブ

(予約内容) 練習等すべての利用

(窓口受付) 教育委員会窓口・・・・平 日 8:30～17:15

ゆめあるて管理人・・・・平 日 17:15～21:30(休館日の水曜は除く)

土日祝日 8:30～21:30

(手続き) 「使用希望月の2か月前の1日」以降に、教育委員会窓口で「使用申込書」と「使用簿」をご記入の上、お申し込みください。(予約枠数制限なし)

→「使用申込書」の控えを受け取り、予約完了。

⑦上記⑥以外の方は、「使用希望月の1か月前の1日」から先着順で予約申し込みを受け付けます。

(対象者) 上記⑥の対象者以外のすべての団体、個人 **※公民館登録グループ含む**

(予約内容) 練習等すべての利用

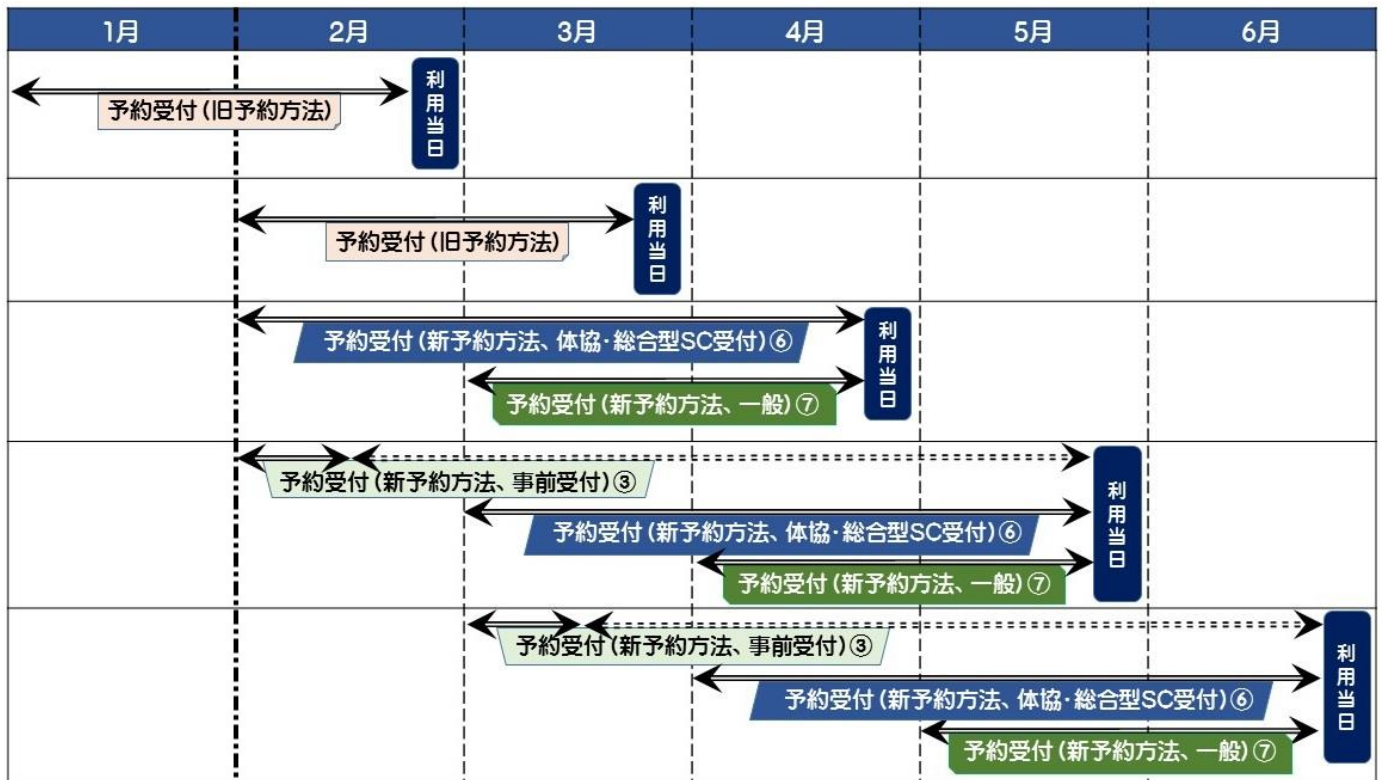
(窓口受付) 上記⑥と同様

(手続き) 「使用希望月の1か月前の1日」以降に、教育委員会窓口で「使用申込書」と「使用簿」をご記入の上、お申し込みください。(予約枠数制限なし)

→「使用申込書」の控えを受け取り、予約完了。

※予約申し込みできるのは高校生以上とし、中学生以下は申し込みできません。

いつから変わるの?・・・令和2年2月1日から変わります。
 (ただし3月分までの予約は従来のまま)



令和2年2月1日から受け付ける予約は、上の図の3・4・5月分です。

◎3月分の予約をしたい＝

どなたでも予約可能。窓口で「使用申込書」と「使用簿」をご記入の上、予約をお申し込みください。

◎4月分の予約をしたい＝

体協加盟団体と総合型地域スポーツクラブのみ予約可能。窓口で「使用申込書」と「使用簿」をご記入の上、お申し込みください。(⑥の予約申し込み方法を参照)

◎5月分の予約をしたい＝

団体での予約のみ可能。「使用申込書」にご記入の上、2月1日～15日の間に窓口へ提出してください。ただし、体協加盟団体と総合型地域スポーツクラブは1施設10枠まで。それ以外は、1施設3枠までとする。(③の予約申し込み方法を参照)

さらに！

新年度分(令和2年4月分)から体育施設の料金表と開放期間を改定しました！

★豊丘村村民体育館

使用場所	区分	使用料	備考
体育室	半面	300円/時間	全面 600円/時間
柔道場		300円/時間	
サブアリーナ		300円/時間	
器具庫2・3		300円/時間	
会議室		300円/時間	

村外者等が使用する場合は倍額とする。

★豊丘村村民運動広場

使用場所	区分	使用料	備考
グラウンド	半面	300円/時間	全面 600円/時間

村外者等が使用する場合は倍額とする。

★豊丘村林原多目的広場

使用場所	区分	使用料
テニスコート	1コートあたり	300円/時間

村外者等が使用する場合は倍額とする。

◎学校体育施設の開放期間

学校名	施設名	開放日	開放時間	
豊丘北小学校	校庭	1/4～12/27	(1)休日 6:00～21:30	(2)休日以外 18:00～21:30
	体育館		(1)休日 7:00～21:30	(2)休日以外 18:00～21:30
豊丘南小学校	校庭	同上	(1)休日 6:00～21:30	(2)休日以外 19:00～21:30
	体育館		(1)休日 7:00～21:30	(2)休日以外 19:00～21:30

★豊丘村屋内ゲートボール場(スポーツ館)

使用場所	区分	使用料
アリーナ	全面	400円/時間
	半面	200円/時間

村外者等が使用する場合は倍額とする。

★豊丘村立学校体育施設

※ただし登録団体のみ使用可能

学校名	使用場所	区分	使用料
豊丘北小学校	校庭		300円/時間
豊丘南小学校	体育館		300円/時間
豊丘中学校	校庭		300円/時間
	体育館	アリーナ 柔剣道場	半面 300円/時間

村外者等が使用する場合は倍額とする。